

青森県報

号外第九十六号

令和三年
十月二十五日
(月曜日)

目次

告 示

- 休猟区の指定……………(自然保護課) ……一
- 特定猟具使用禁止区域の指定……………(同) ……三

告 示

青森県告示第七百二十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名 称 都谷森休猟区
- 二 区 域

青森市浪岡王余魚沢地内市道五郎左衛門線と県道青森浪岡線との交点を起点とし、同点から同県道を北東に進み青森市入内と青森市浪岡王余魚沢の大字界との交点に至り、同点から同大字界を南東に進み青森市と黒石市の市界との交点に至り、同点から同市界を西に進み水ヶ沢沿いに伸びる線との交点に至り、同点から同線を北西に進み市道五郎左衛門線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図一のとおり)

3 存続期間

令和三年十一月一日から

令和六年十月三十一日まで

- 二 1 名 称 今別休猟区

2 区 域

東津軽郡今別町地内国有林青森森林管理署九一九林班から九二二林班まで、九二五林班から九三九林班まで、九四三林班から九四五林班までの区域一円。(図面は別図二のとおり)

3 存続期間

令和三年十一月一日から

令和六年十月三十一日まで

- 三 1 名 称 四兵衛森休猟区

2 区 域

弘前市大字常盤野地内国有林中村川林道と国有林津軽森林管理署二二林班と民有林との境界との交点を起点として、同点から同境界を南に進み弘前市と西目屋村との行政界との交点に至り、同点から同行政界を南西に進み弘前市と西津軽郡鰯ヶ沢町との行政界との交点に至り、同点から同行政界を北西に進み国有林中の川林道との交点に至り、同点から同林道を南東に進み国有林中村川林道との交点に至り、同点から国有林中村川林道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図三のとおり)

3 存続期間

令和三年十一月一日から

令和六年十月三十一日まで

- 四 1 名 称 善光寺平休猟区

2 区 域

平川市地内国道一〇二号と市道善光寺平線との交点を起点とし、同点から同市道を東に進み国有林津軽森林管理署一〇七一林班と一〇七三林班の林班界に至り、同林班界を北に進み一〇七一林班と民有林との境界に至り、同境界を北東に進み一〇七五林班の林班界に至り、同林班界を東に進み、一〇七五林班の林班と同林班の小班の小班界に至り、同小班界を南に進み一〇七五林班と一〇七六林班の林班界に至り、同林班界から一〇七六林班は小班と同林班に小班の小班界を南に進み一〇七六林班と一〇七七林班の林班界に至り、同林班界を西に進み一〇七

七林班は小班と小林班に小班の小班界に至り、同小班界を南東に進み一〇七七林班と一〇七八林班の林班界に至り、同林班界を南西に進み一〇七八林班ろ小班と小林班に小班の小班界に至り、同小班界を南に進み一〇七八林班と一〇八一林班の林班界に至り、同林班界を西に進み一〇八一林班ろ小班と小林班ろ小班の小班界に至り、同小林班界を南に進み一〇八一林班と一〇八二林班の林班界に至り、同小林班界を西に進み一〇八二林班ろ小班と小林班ろ小班の小班界に至り、同小林班界を南に進み一〇八〇林班と一〇八三林班の林班界に至り、同林班界を南に進み青森県と秋田県との行政界に至り、同行政界を南西に進み国道一〇二号との交点に至り、同点から国道一〇二号沿いに北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図四のとおり)

3 存続期間

令和三年十一月一日から

令和六年十月三十一日まで

五1 名称 石田坂休猟区

2 区域

五所川原市大字飯詰地内市道松野木飯詰線と市道二ツ森・興隆線との交点を起点とし、同点から同市道を北東に進み公衆用道路興隆線との交点に至り、同点から同公衆用道路を北西に進み同道路の終点に至り、同点と坪毛沢林道起点を直線で結んで同林道の起点に至り、同点から同林道を東に進み国有林津軽森林管理署金木支署一〇三林班界との交点に至り、同点から同支署一〇二林班、一五二林班、一五〇林班の各林班界を南東に進み市道石田坂線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道松野木飯詰線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(別紙は別図五のとおり)

3 存続期間

令和三年十一月一日から

令和六年十月三十一日まで

六1 名称 喜良市休猟区

2 区域

五所川原市金木町金木地内県道屏風山内真部線と市道神明一線との交点を起点とし、同点から同市道を北に進み市道大東ヶ丘線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み金木山併用林道との交点に至り、同点から同林道を北東に進み大

倉沢との交点に至り、同点から同沢を北東に進み東津軽郡蓬田村と五所川原市の行政界に至り、同点から同行政界を南東に進み同村、同市及び青森市との行政界に至り、同点から同行政界を南東に進み県道屏風山内真部線との交点に至り、同点から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図六のとおり)

3 存続期間

令和三年十一月一日から

令和六年十月三十一日まで

七1 名称 建石休猟区

2 区域

西津軽郡鰺ヶ沢町大字湯舟町地内主要地方道弘前鰺ヶ沢線と町道安田橋小屋敷線との交点を起点とし、同点から同地方道を南東に進み弘前市と鰺ヶ沢町の行政界との交点に至り、同点から同行政界を南西に進み私設農道との交点に至り、同点から同農道を北西に進み県道長平町森田線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み町道和開線との交点に至り、同点から同町道を西に進み湯舟川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北西に進み鳴沢川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北西に進み町道安田橋小屋敷線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図七のとおり)

3 存続期間

令和三年十一月一日から

令和六年十月三十一日まで

八1 名称 目ノ越休猟区

2 区域

上北郡野辺地町字向田地内の国道二七九号と県道尾駁有戸停車場線との交点を起点とし、同点から同国道を北東に進み向田林地私道との交点に至り、同点から同私道を東に進み室ノ久保林道との交点に至り、同点から同林道を南東に進み県道尾駁有戸停車場線との交点に至り、同点から同県道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円(図面は別図八のとおり)

3 存続期間

令和三年十一月一日から

令和六年十月三十一日まで

九1 名称 中志休猟区

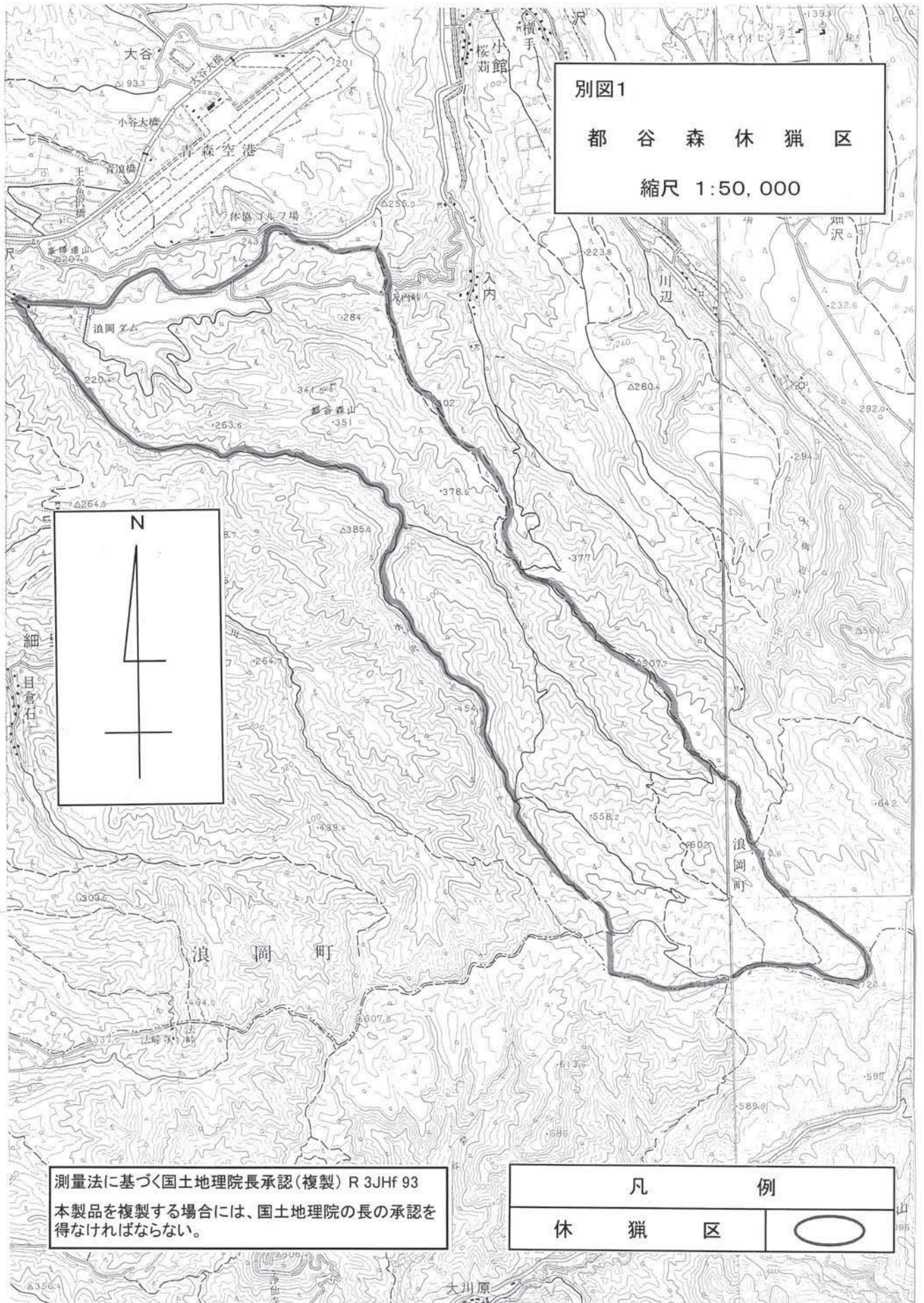
2 区 域

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎地内県道野辺地六ヶ所線と県道東北横浜線との交点を起点とし、同点から県道野辺地六ヶ所線を南東に進み村道倉内蒼前堂線との交点に至り、同点から同村道を南東に進み国道三九四号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み村道中志五号線との交点に至り、同点から同村道を北西に進み村界との交点に至り、同点から同村界を北西に進み県道東北横浜線との交点に至り、同点から同県道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域(ただし、内沼を除く。)一円。(図面は別図九のとおり)

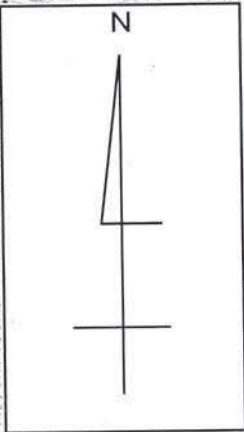
3 存続期間

令和三年十一月一日から

令和六年十月三十一日まで

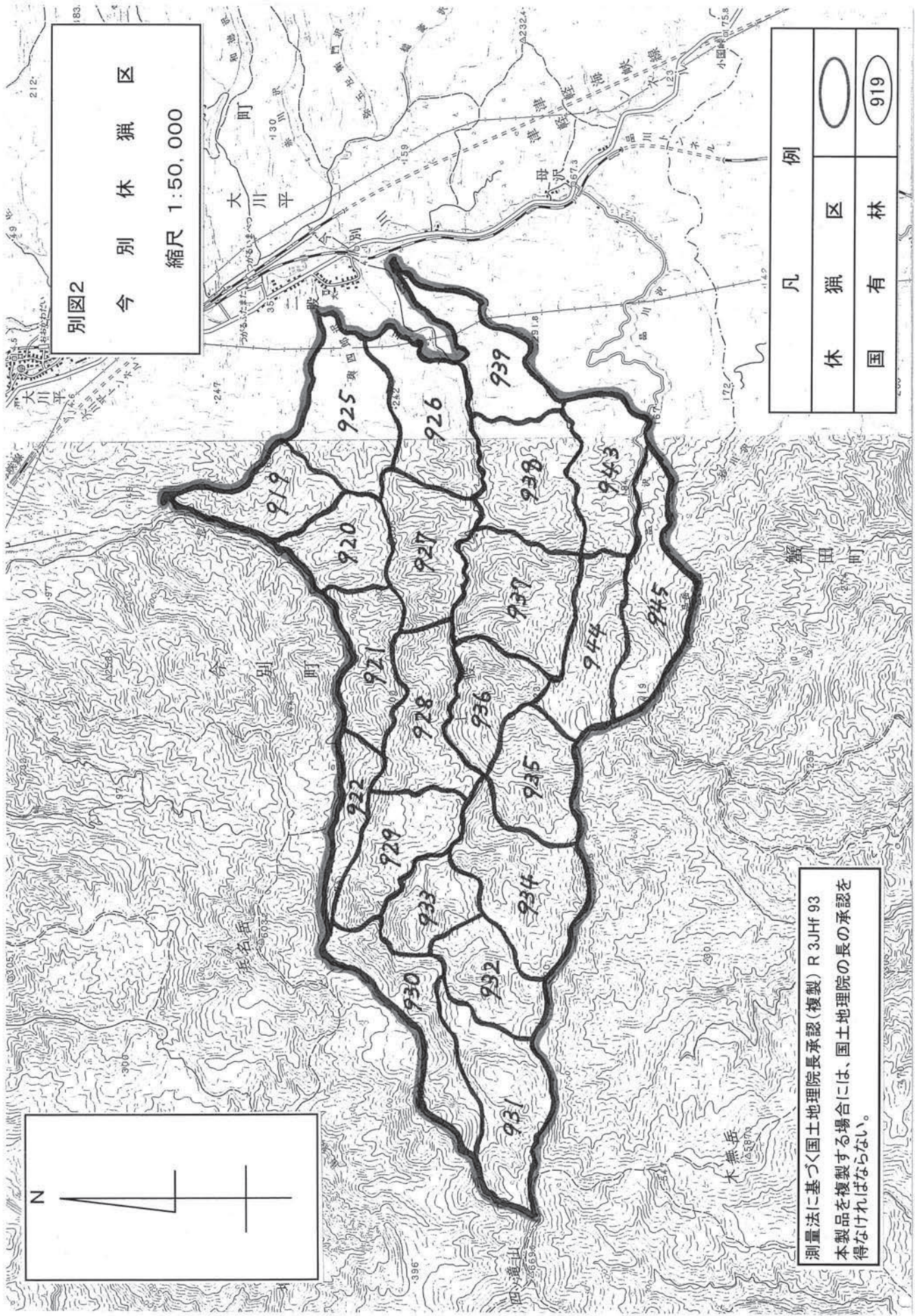


別図1
 都谷森休猟区
 縮尺 1:50,000



測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 3JHf 93
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

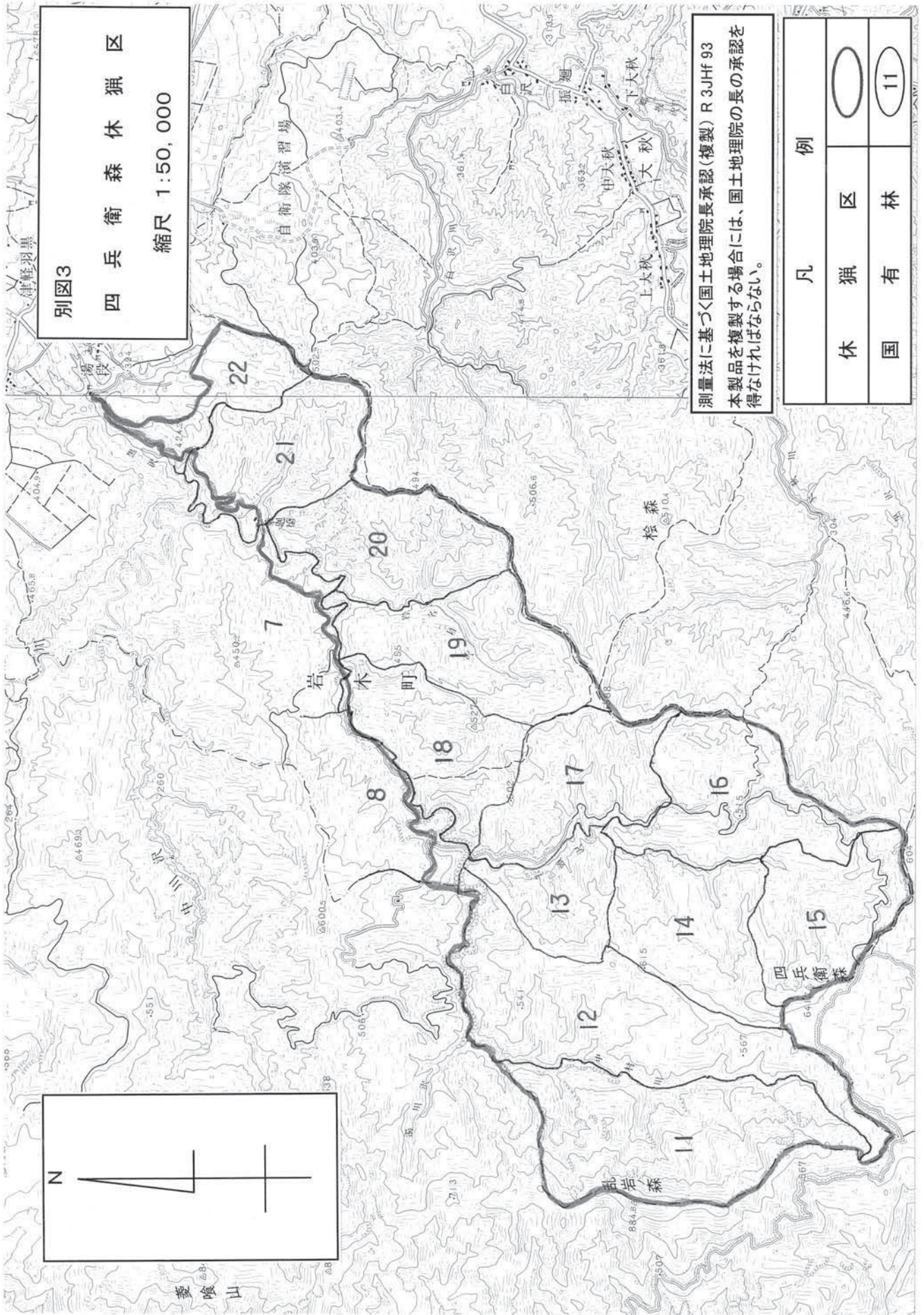
凡	例
休 猟 区	

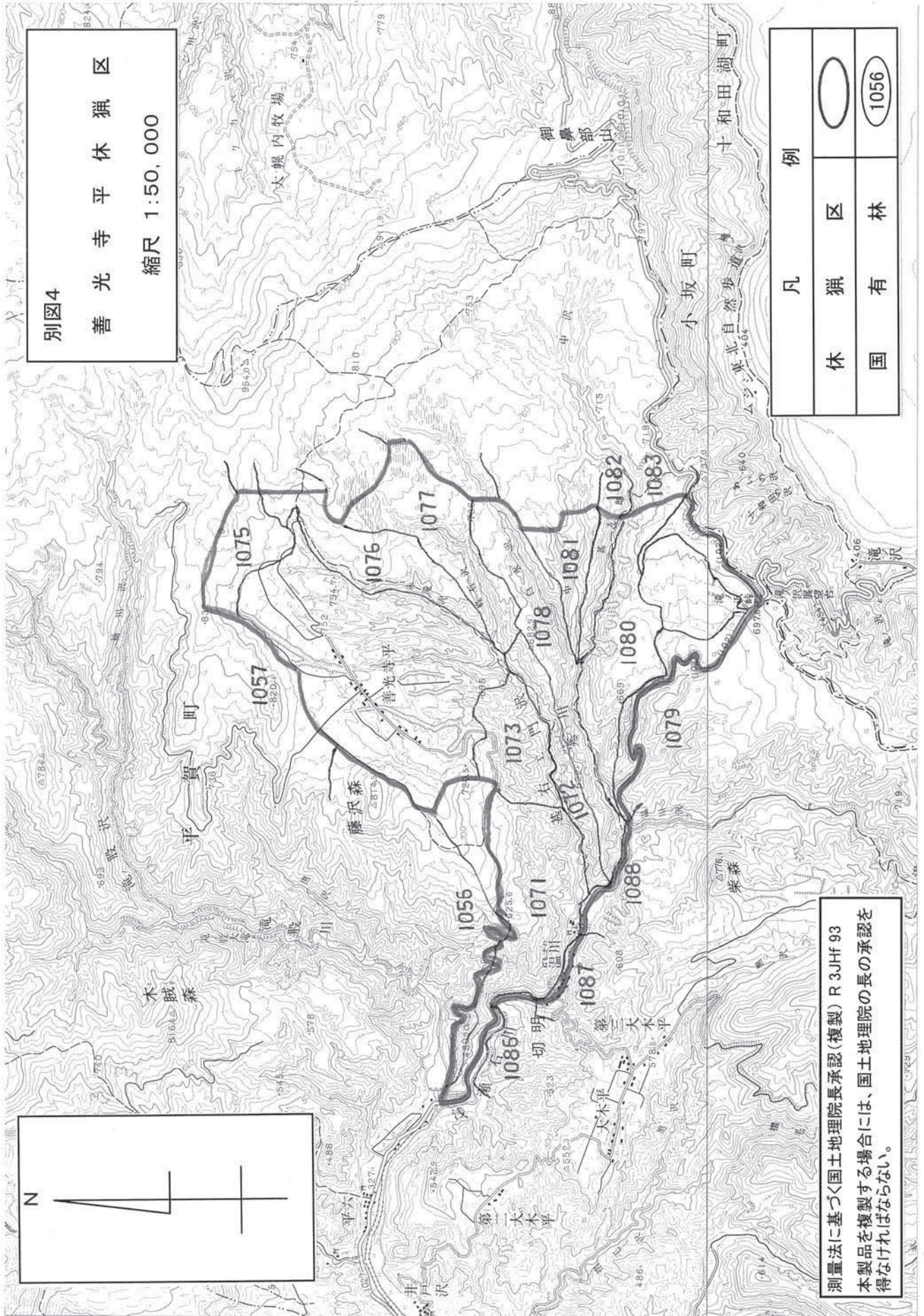


別図2
今別休猟区
縮尺 1:50,000

凡	例
休	○
猟	○
区	
国	○ 919
有	
林	

測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 3JHf 93
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

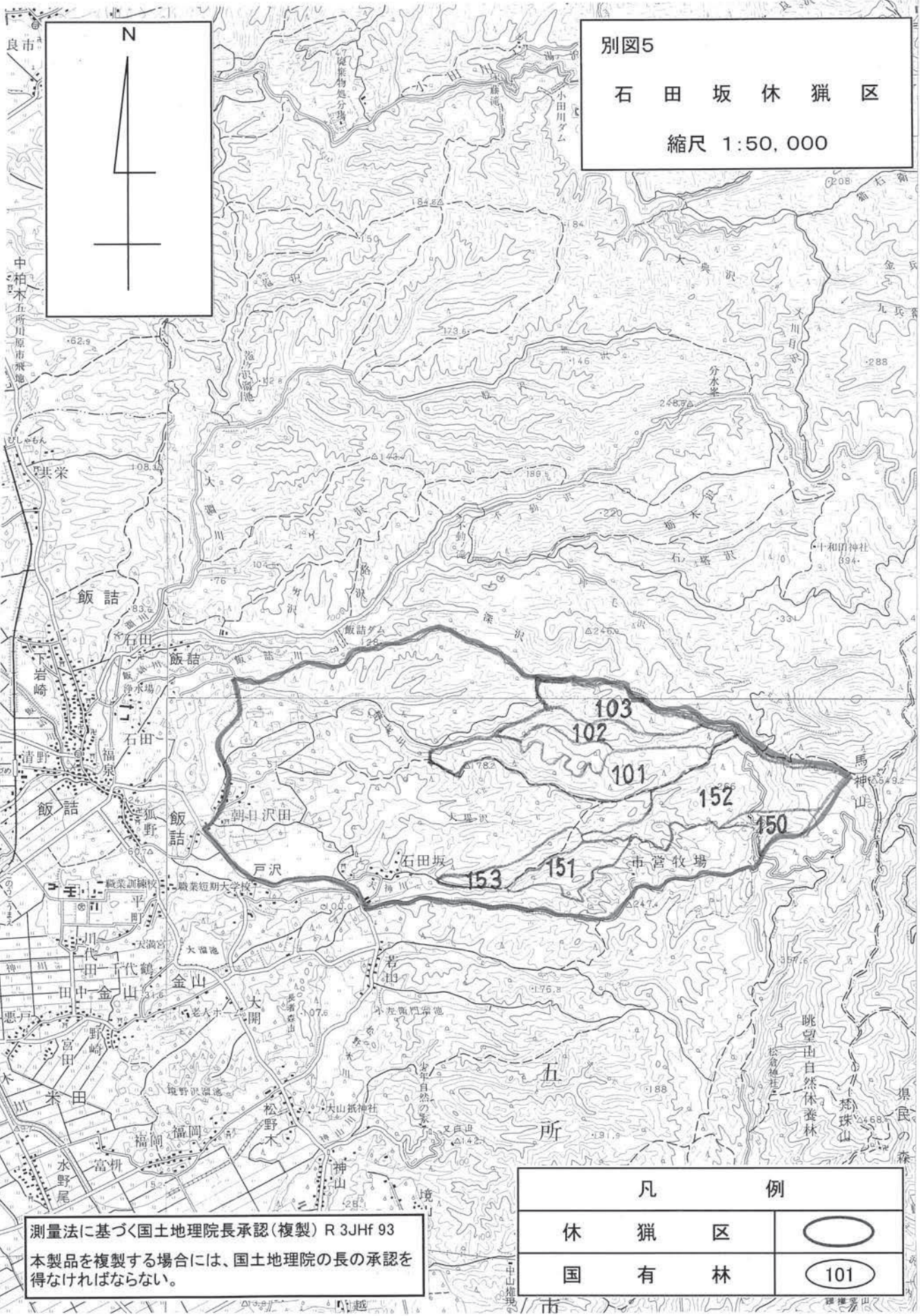




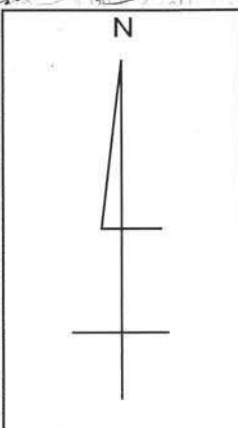
別図4
善光寺平休猟区
縮尺 1:50,000

凡 例	
休 猟 区	○
国 有 林	○1056

測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 3JHf 93
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

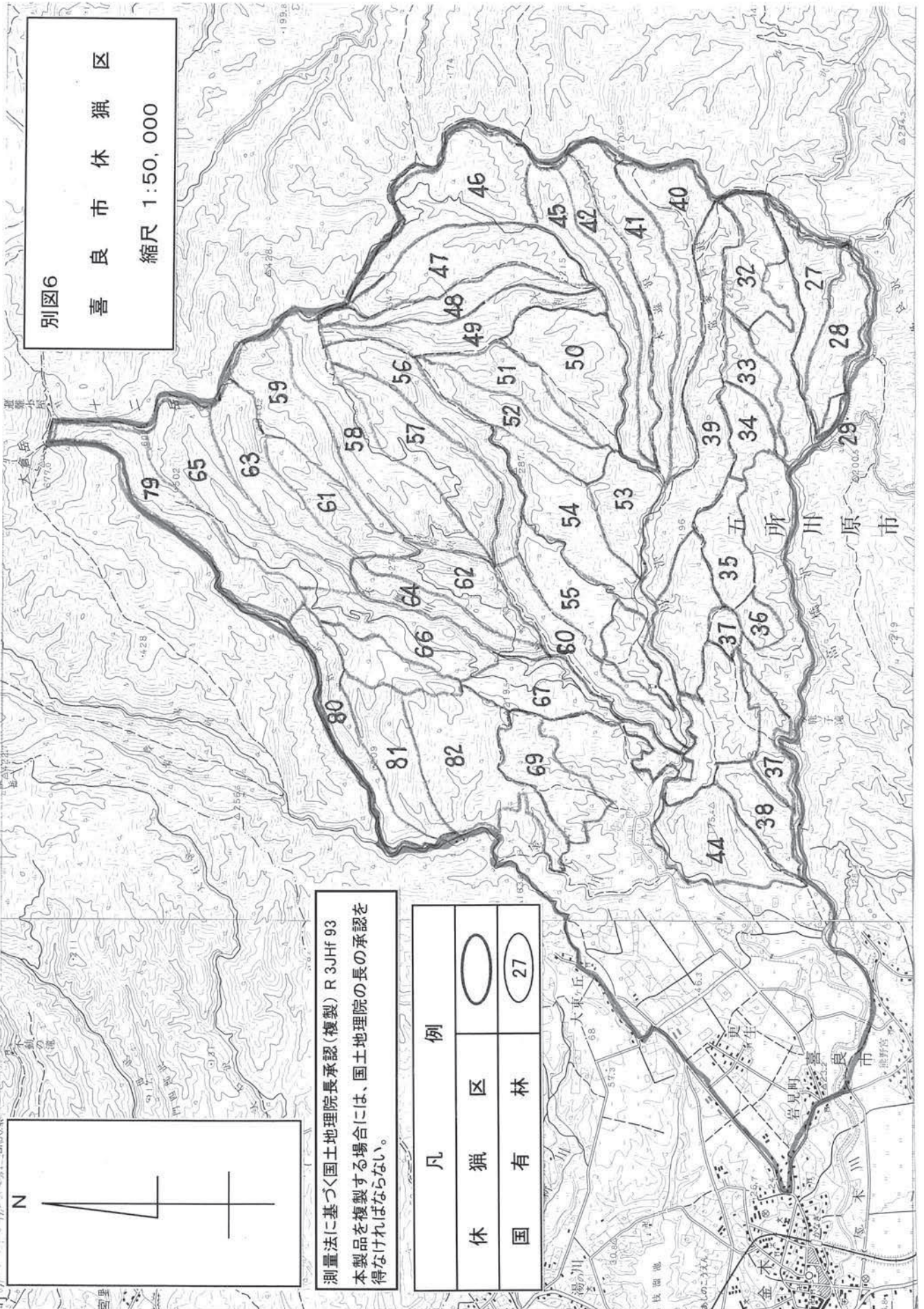


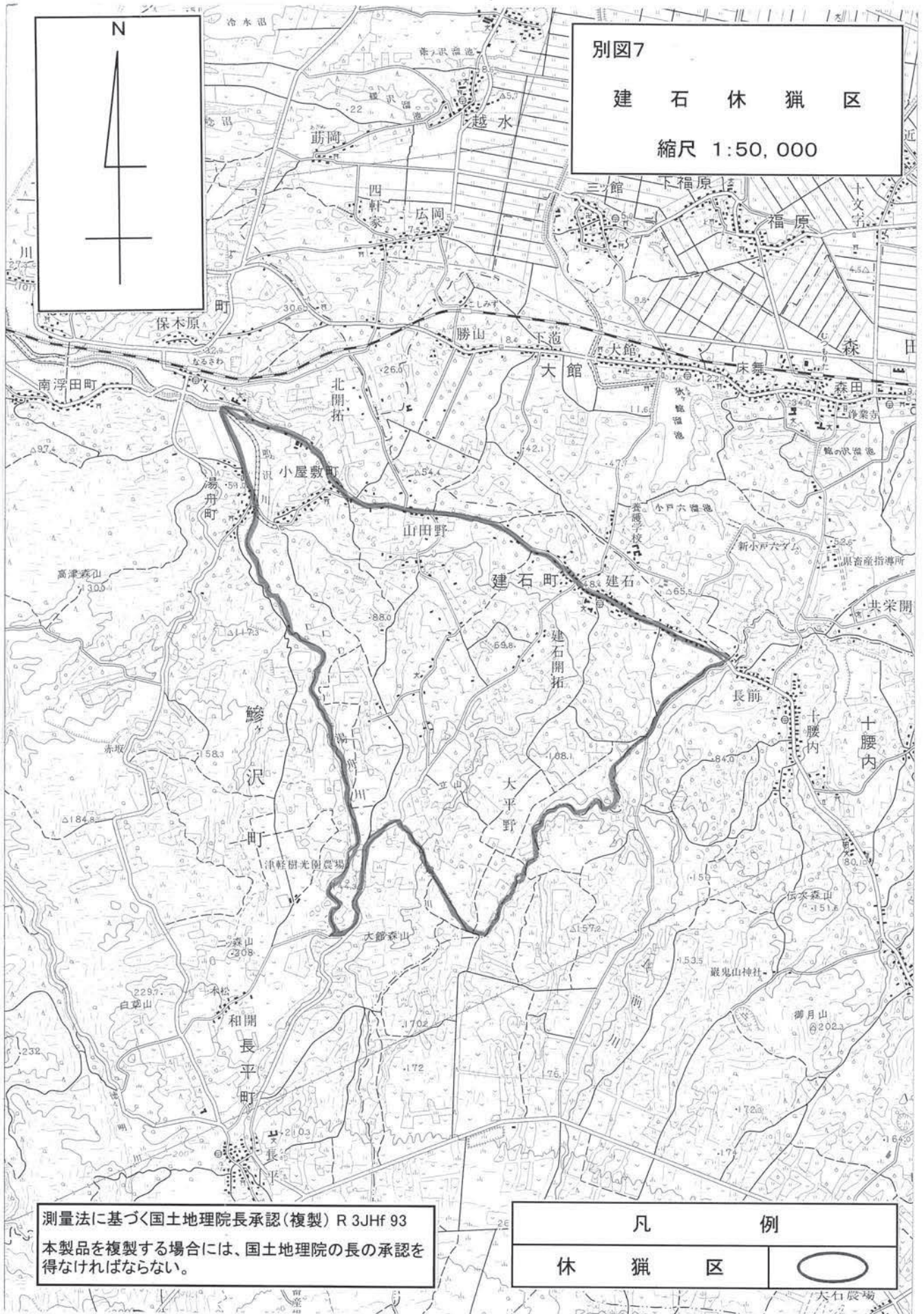
別図5
石田坂休猟区
縮尺 1:50,000



凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	

測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 3JHf 93
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。






別図7

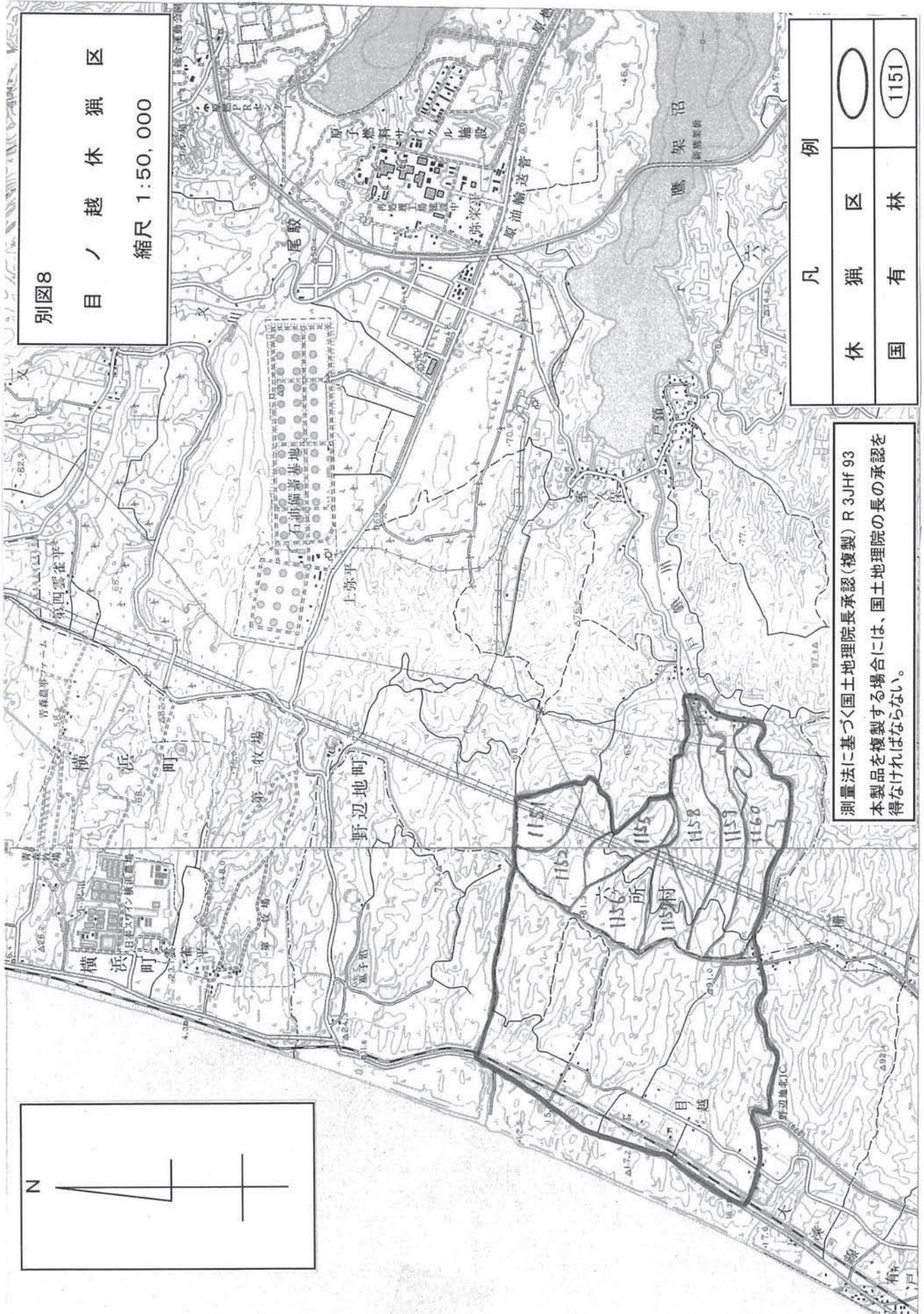
建石休猟区

縮尺 1:50,000

測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 3JHf 93
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡	例
休 獵 区	

大石段場



別図8
目ノ越休猟区
縮尺 1:50,000

凡例	
休猟区	○
国有林	①1151

測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 3JHf 93
本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

青森県告示第七百二十八号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において読み替えて準用する同法第三十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名 称 玉松海岸特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

東津軽郡蓬田村大字蓬田地内蓬田川右岸と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）との交点を起点とし、同点から同右岸を西に進み国道二八〇号との交点に至り、同点から同国道を北に進み広瀬川左岸との交点に至り、同点から同左岸を東に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を南に進み起点に至る線で囲まれた区域一円及び起点から海岸線を北に進み広瀬川左岸との交点に至る海岸線から沖合五〇〇メートル以内の海域。（図面は別図一のとおり）

3 存続期間

令和三年十一月一日から

令和十三年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

二 名 称 桜ヶ丘特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

八戸市湊高台一丁目一番地地内の国道四五号と主要地方道八戸環状線との交点（四本松交差点）を起点とし、同点から同主要地方道を北東に進み市道柳町下大久保道線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道湊高台二号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道湊高台一号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道新井田白銀線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道西ノ平大塚線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道階上道線との交点に至

り、同点から同市道を南に進み町道大渡八戸市境界線との交点に至り、同点から同町道を南に進み国道四五号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図二のとおり）

3 存続期間

令和三年十一月一日から

令和十三年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

三 名 称 森山特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

西津軽郡深浦町大字森山地内根滝川右岸と最大高潮時海岸線（以下「海岸線」という。）との交点を起点とし、同点から同右岸を北東に進み国有林津軽森林管理署三〇八〇林班と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み同管理署三〇八一林班と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み同管理署三〇八二林班と深浦町有地の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み濁川右岸との交点に至り、同点から同右岸を南西に進み海岸線との交点に至り、同点から同海岸線を北に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図三のとおり）

3 存続期間

令和三年十一月一日から

令和十三年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

四 名 称 上羽立特定猟具使用禁止区域（銃）

2 区 域

十和田市大字洞内地内県道七戸十和田湖線と市道芦沢七郷線との交点を起点とし、同点から県道七戸十和田湖線を北に進み市道芦沢七郷線との交点に至り、同点から市道芦沢七郷線を西に進み五十貫田川との交点に至り、同点から同川の右岸を下流に進み市道北野八郷線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道下町上羽立線との交点に至り、同点から市道下町上羽立線を東に進み国道四号との交点に至り、同点から同国道を南東に進み市道茶屋上羽立線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道北野八郷線との交点に至り、同点から同市道を

南西に進み市道羽立小田線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道芹沢七郷線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図四のとおり)

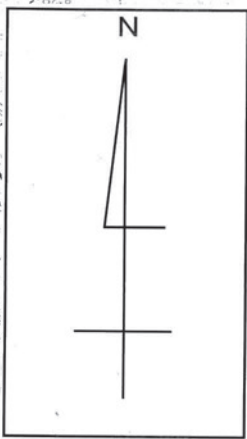
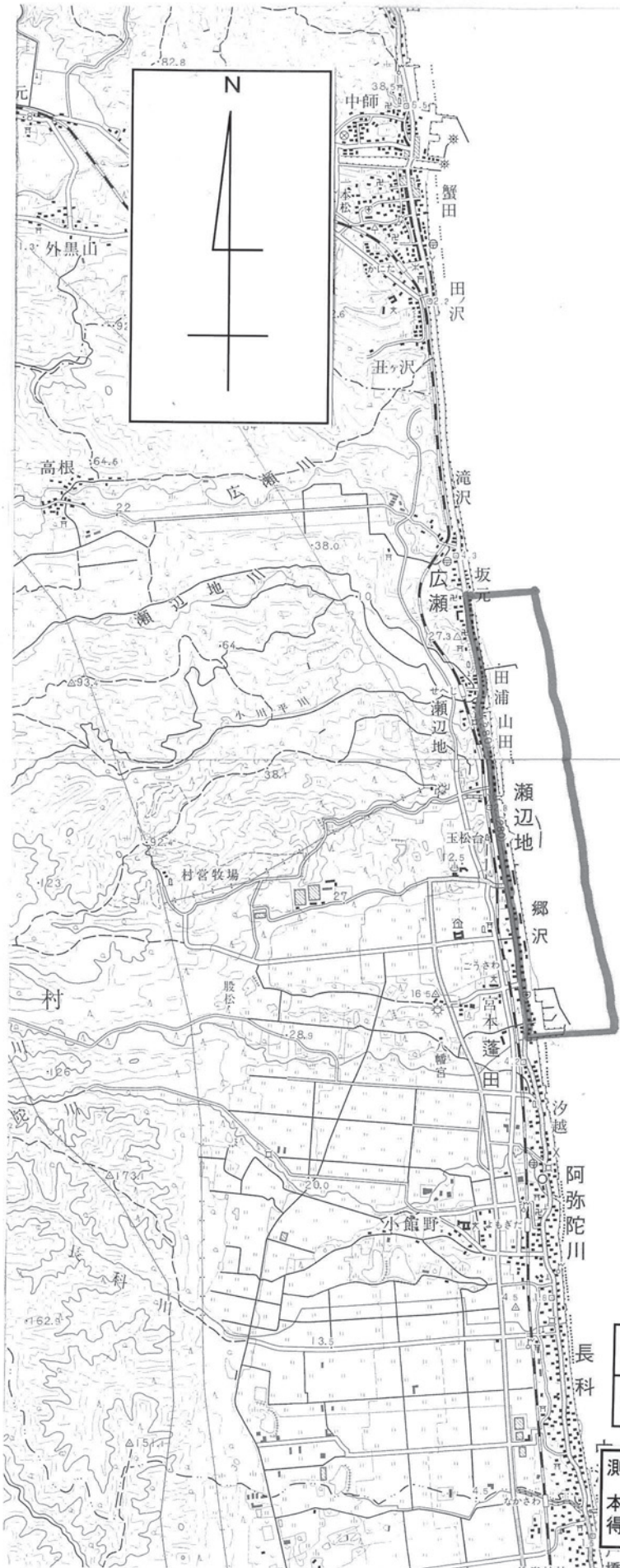
3 存続期間

令和三年十一月一日から

令和十三年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

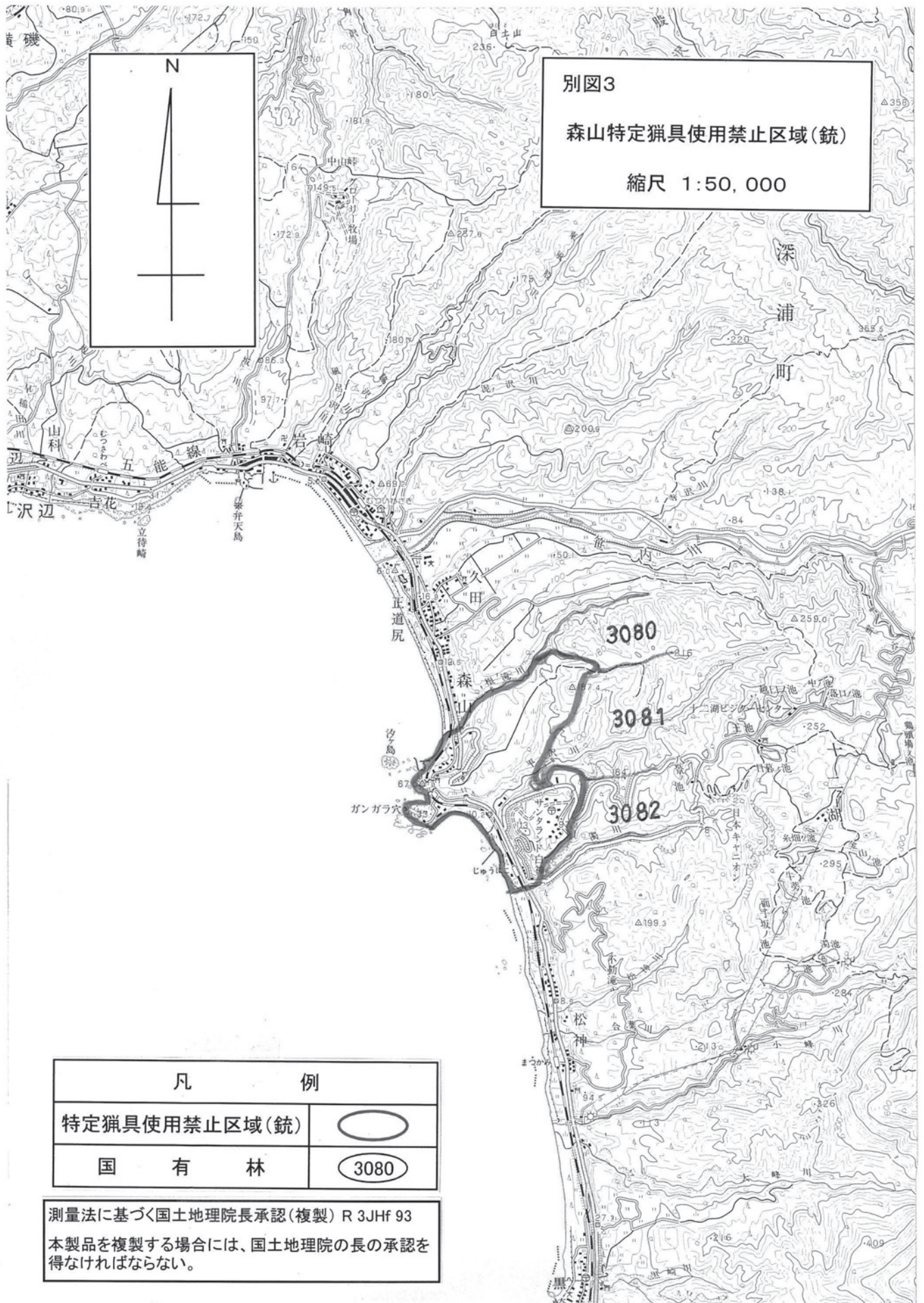
銃





別図1
 玉松海岸特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000

凡 例	
特定猟具使用禁止区域(銃)	

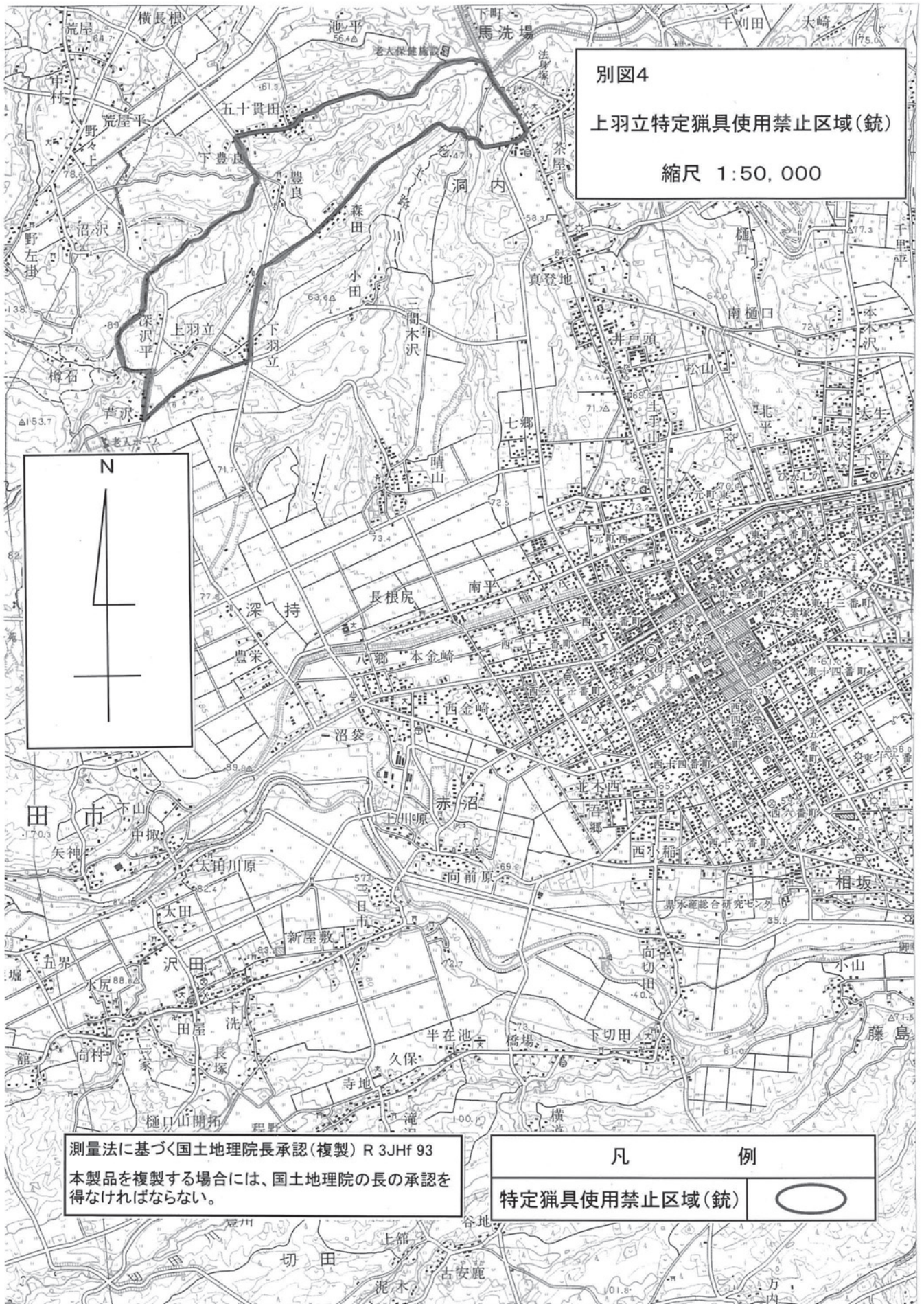
測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 3JHf 93
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



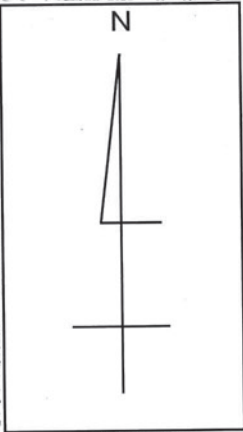
別図3
 森山特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000

凡 例	
特定猟具使用禁止区域(銃)	
国 有 林	

測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 3JHf 93
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。



別図4
上羽立特定猟具使用禁止区域(銃)
 縮尺 1:50,000



測量法に基づく国土地理院長承認(複製) R 3JHf 93
 本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

凡	例
特定猟具使用禁止区域(銃)	

(発行者・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青森県

(印刷所・販売人)
 青森市第二間屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価 小口一枚二付十五円